

御杖村「食」の自立支援事業(配食サービス)実施要綱の一部を
改正する告示

御杖村「食」の自立支援事業(配食サービス)実施要綱(令和3年御杖村告示
第104号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「サービス」の次に「の配達」を加え、「昼食」を「1
1時30分から12時30分の間」に改める。

第8条中「お弁当」の次に「等」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。